

333 複合地区 委員会マニュアル (案)

1. 333 複合地区役員の定義 P1
2. 333 複合地区委員会における複合地区役員 P2
3. 委員会予算 P3
4. 会議の開催手順 P3
5. 議事録 P4
6. 研修会・セミナー等 P5
7. 333 複合地区以外の会議への参加 P5
8. 優位性 P5

参 考 : 333 複合地区組織図

2025 年 3 月 21 日 第 3 回 同 会 議 運 営 打 ち 合 わ せ 会 議 提 出

作 成 者 : 2024-2025 年 度 事 務 局 管 理 委 員 長 L 久 我 重 雄

1. 333 複合地区役員の定義

前年度に 333-A、B、C、D、E 地区ガバナーエレクトが承認し、または該当年度のガバナー協議会が承認し、議長名で委嘱状を発行した者を指す。

333 複合地区役員は

- ① 333 複合地区組織表に掲載される。
- ② 333 複合地区合同会議に招集される。
- ③ その活動に予算と事務局管理委員会（複合地区事務局を含む）のサポートを受けることができる。

2. 333 複合地区委員会における複合地区役員

- (1) 333 複合地区委員会の複合地区役員とはコーディネーター、委員長、委員の一部、特別委員である。
- (2) コーディネーターは国際協会のプログラムによって設置される役職で、任命は理事会方針書に則り行われる。333 複合地区委員会を編成、招集できる。
- (3) 委員長は前年度の 333-A、B、C、D、E 地区ガバナーエレクトが設置を認めた委員会に基づき任命される。333 複合地区委員会を編成、招集できる。
- (4) 委員は地区役員の役職だが、GMT 委員会及び GLT 委員会では、複合地区役員として第一副地区ガバナーが GMT 委員、第二副地区ガバナーが GLT 委員に就任する。また事務局管理委員会では、複合地区役員として前年度委員長及び地区幹事が委員に就任する。
- (5) 特別委員はガバナー経験者以外で、委員会の行う事業に関し、特に知識や経験に優れた者、特殊な技能や技術を持つ者が就任する。単なる委員会運営の補助役には管理委員会構成員が当たる。
- (6) 次年度の複合地区役員の人事権はガバナーエレクトにあるため、役員交代準備のための副コーディネーター、副委員長を置いてはならない。例外は YCE 委員会及びガバナー協議会に事業の継承期間が必要と認められた場合に限定し、その期間は 1 年間以内とする。
- (7) その他コーディネーター、委員長が必要とし、ガバナーエレクトもしくは該当年度ガバナー協議会が承認したとき、または会則・付則の規定や国際協会からの要請があったときに (1) 以外の役職を設けることがある。

3. 委員会予算

コーディネーター、委員長予定者は、前年度中に次期ガバナー協議会あてに年間事業計画と予算案を提出する。年間事業計画と予算案は第1回ガバナー協議会で検討し、第1回合同会議で委員会予算額が発表される。提出がない場合は過去の実績に沿って予算が配分される。コーディネーター、委員長は、予算内に収まるよう委員会運営を行う。

4. 会議の開催手順

- (1) コーディネーター及び委員長は、第1回合同会議で当年度のガバナー協議会の方針と予算を確認後、第1回委員会を招集する。前年度事業の継承や国際協会のプログラムの進行によっては、この限りではない。なお、特に第1回委員会の招集は、地区役員の都合に配慮し、十分な余裕を持って（最低2週間）会議日を設定すること。
- (2) 委員会の運営はコーディネーター、委員長の出身地区の幹事がサポートをする。特別委員が当たる場合もある。
- (3) コーディネーター、委員長は、主要な関係役員の予定と会場を確認したら、「333 複合地区委員会・研修会・セミナー開催申請書」を議長あてに提出する。議長の許可を得て、議長と連名の委員会開催案内文書を作成し、地区役員と地区事務局に発信する。
- (4) 会場は原則複合事務局または複合事務局がある東上野の施設を使う。しかるべき理由があるときに限り議長の許可を得た上で、それ以外の地域で会場を設定できる。
- (5) 委員会の議長は委員長が当たる。
- (6) 委員会成立の定数は、333 複合地区、333-A、B、C、D、E 地区を6人と数え、うち過半数の4人の出席とする。また多数決では1地区1票とする。
- (7) オブザーバーはコーディネーター、委員長の許可を得て出席できる。
- (8) 会議後は速やかに議事録をガバナー協議会と地区に配信し、合同会議で報告する。
- (9) 予算規模が大きい事業、新事業、補助金事業の執行にはガバナー協議会の承認を必要とする。その出費が委員会予算を超える場合はガバナー協

議会へ補正予算の申請を行う。

- (9) 代理出席、委任状による議決の場合は、国際協会が代理出席、委任状を認めていないため、執行にはガバナー協議会の承認を必要とする。
- (10) 会議の開催回数はそれぞれの委員会の必要性による。ただし予算内で収まるよう会議の活用を進める。
- (11) 第4四半期は年次大会や引継ぎの時期であり、YCE委員会と国際大会委員会を除き、第3四半期（第3回合同会議以前）に委員会の総括をするのが望ましい。
- (12) 会議や活動に伴い自己負担した費用は領収証と共に払い戻しを申請する。ただし飲食費や懇親会登録料は補助しない。

5. 議事録

333 複合地区では狭義の議事録（速記や録音を元に発言を一字一句正確に書き起こされた記録）ではなく議事要録（意味を変えない範囲で議事録作成人による省略や補足で分かりやすくした記録）を以て議事録とする。議事録の正しさの担保は、署名後の議事録を会議参加者に配信して、その内容を全員が確認したことによる。

(1) 議事録の役割

- ① 会議参加者が共有する会議記録
- ② 会議参加者以外への活動報告や決定事項の周知
- ③ 次年度以降の委員会運営の参考資料

(2) 必須となる記載事項

- ① 会議名の特定。
- ② 開催日時と開催場所、司会者名
- ③ 招集対象者一覧とその出欠
- ④ 定数の確認、議事録署名人と作成人の確認
- ⑤ 挨拶は省略してよい
- ⑥ 報告事項は箇条書きにする
- ⑦ 議題に対し「確認」「承認」「不承認」「継続審議」のどれかの結果と何が決まったのか具体的事項を明記する。必要に応じ結論に至る議論の過程も記載する
- ⑧ 次回会議予定

⑨ 議事録署名人、作成人

※原則、前回議事録や過去の議事録の形式を参考に作成する。オリジナルな形式で作成した場合、必要事項が抜け落ちやすいので注意。

6. 研修会・セミナー等

- (1) 333 複合地区が主体として研修会・セミナー等を開催する場合、総参加数が20名、または開催費用が10万円を超える企画は、あらかじめガバナー協議会の承認を必要とする。定期ガバナー協議会または定期合同会議運営打ち合わせ会議に企画書と予算書を提出し、承認を得たのちに開催準備に着手する。
- (2) 講師招聘は333 複合地区内、または近隣の複合地区メンバーを原則とし、高額な交通費や宿泊費が必要な講師は呼ばない。
- (3) ライオンズメンバーが講師の場合、謝礼は払わない。
- (4) 講師への交通費は333 複合地区役員への支給ルールに準ずる。

7. 333 複合地区以外の会議への参加

333 複合地区のコーディネーター、委員長として GATJapan、一般社団法人日本ライオンズの会議に出席する条件は、以下を要する。

- ① 正式な会議案内が発信された会議であること
- ② 会議後に速やかに議事録配信されていること
- ③ 会議内容は委員会開催または委員長発信文書で速やかに地区役員と共有すること
- ④ 会議主体から支給がない場合は、交通費等の支給申請書を速やかに提出すること

8. 優位性

333 複合地区委員会マニュアルは333 複合地区運営要項の補完的規定であり、運営要項が優先される。事務局管理委員会によって毎年見直され、訂正事項はガバナー協議会の承認を得る。また、年次大会委員会はこのマニュアルには含まれない。

以 上

ガバナー協議会(緊急援助資金委員会兼務)

顧問

監査委員

委員会

GMT

複合地区コーディネーター
委員・第一副地区ガバナー
(地区コーディネーター)

GET

複合地区コーディネーター
(地区コーディネーター)
(地区副コーディネーター)

GLT

複合地区コーディネーター
委員・第二副地区ガバナー
(地区コーディネーター)

GST

複合地区コーディネーター
(地区コーディネーター)

LCIF

複合地区コーディネーター
(地区コーディネーター)

WYPT

複合地区コーディネーター
複合地区副コーディネーター
(地区コーディネーター)
(地区副コーディネーター)

委員会

会則

複合地区委員長
(地区委員長)

マーケティング・PR・IT
複合地区委員長
特別委員
(地区委員長)

奉仕

複合地区委員長
(地区委員長)

環境保全・アフラート
複合地区委員長
(地区委員長)

ライオンズクエスト・薬物乱用防止
複合地区委員長
(地区委員長)

YCE

複合地区委員長
特別委員
(地区委員長)

レオ育成

複合地区委員長
特別委員
(地区委員長)

国際大会

複合地区委員長
(地区委員長)

複合地区年次大会

複合地区委員長

事務局管理委員会

複合地区委員長
委員・前委員長
委員・地区幹事

事務局職員

(一社)日本ライオンズ委員

ライオン誌日本語版委員
国際理事候補者選挙管理委員
アラート委員会班長
監査委員
(日本ライオンズ監事)

2023年1月26日臨時ガバナー協議会確認
2025年3月21日第3回ガバナー協議会修正確認